

政令第二百四号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）附則第一条第
二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和
三年七月十五日とする。

理 由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。